

指定管理者制度に関する 運用基本指針



平成 27 年 9 月
(令和 7 年 4 月改訂)

燕 市

目 次

1	本運用基本指針の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	制度導入に当たっての基本的な考え方・・・・・・・・	1
3	制度導入の検討・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（1） 指定管理者制度を導入する施設・・・・・・・・	1
	（2） 公の施設の管理方針の判断基準・・・・・・・・	2
	（3） 制度導入までの流れ・・・・・・・・	3
4	制度導入の手順・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	（1） 公の施設の設置及び管理条例の改正・・・・・・・・	4
	（2） 指定管理者の募集・・・・・・・・	4
	（3） 指定管理者の選定・・・・・・・・	8
	（4） 指定管理者の指定の議決・・・・・・・・	9
	（5） 協定の締結・・・・・・・・	9
5	制度導入後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	（1） 指定管理者による適切な管理運営・・・・・・・・	9
	（2） 指定管理者に対する監視と評価・・・・・・・・	11
	（3） 指定管理者に対する業務改善指示等・・・・・・・・	11
	（4） 指定管理者の指定取り消し後の対応・・・・・・・・	12
6	本運用基本指針の見直し・・・・・・・・	12

《参考資料》

資料1	指定管理者制度導入の基本フロー図・・・・・・・・	13
資料2	指定管理者制度に移行している公の施設・・・・・・・・	14

《関係法令集》

◆	地方自治法(関係条項抜粋)・・・・・・・・	16
◆	燕市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例・・・・・・・・	18
◆	燕市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則・・・・・・・・	21
◆	燕市指定管理者選定等委員会要綱・・・・・・・・	25

1 本運用基本指針の位置付け

(1) 位置づけ

平成15年9月に地方自治法の一部が改正され、創設された指定管理者制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図ることを目的としています。

本指針は、施設所管課が制度を効果的に運用する際に遵守すべき基本的なルールとして、本運用基本指針を活用することとし、各施設のそれぞれ異なる設置目的や個別の管理運営形態等に対しては、この指針の趣旨を踏まえ、たうえで弾力的に対応しながら、指定管理者制度の円滑な導入と適正な運用に向けて、全庁的に取り組んでいく必要があります。

(2) 改定の趣旨

令和2年に実施した指定管理者制度の運用の見直しを踏まえ、運用基本方針の一部を再改定しました。

(※運用見直しの資料は巻末に添付)

2 制度導入に当たっての基本的な考え方

行財政改革の視点から、すべての公の施設について、管理のあり方についての検証を行うこととします。検証に際しては、各施設ごとに、行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、存続する場合の管理主体などについての比較検討を行います。

そして、制度創設の趣旨、公の施設の設置目的などを考慮しながら、市民サービスの質的向上と管理経費縮減の達成が見込まれる場合には、積極的に指定管理者制度の導入を図ることとします。

3 制度導入の検討

(1) 指定管理者制度を導入する施設

公の施設の管理のあり方の検証を行い、指定管理者制度を導入する公の施設は、次に掲げる施設とします。

① すでに指定管理者制度を導入している施設

すでに指定管理者制度を導入している施設については、指定期間が終了した後も、原則として、継続して導入することとします。

ただし、指定管理者制度の導入済みの施設で、制度導入のメリットが活かせないような施設や施設のあり方の検証結果により、市直営に戻す場合もあります。

② 直営施設

現在、直営により管理している公の施設については、施設管理のあり方の検証を行い、市民サービスの質的向上や管理経費縮減等が図られると見込まれ、指定管理者による管理が適当と判断された場合は、制度の導入を推進することとします。

③ 新設施設

今後、新たに設置する公の施設については、積極的に指定管理者制度を導入するよう検討を進めることとします。

しかし、同規模同種の例のない新設施設で、適切な指定管理料上限額の算出が困難な場合や民間事業者等の参入の可能性が低い施設などについては、開設時は業務委託を活用しながら直営による管理を行い、管理運営形態・利用状況の把握に努め、指定管理者制度の導入について、検討を進めることとします。

(2) 公の施設の管理方針の判断基準

公の施設の指定管理者制度導入の判断基準及び直営の判断基準については、次のとおりです。

① 指定管理者制度導入の判断基準

- ア 民間事業者等が有する斬新なアイデアの活用により、市民サービスの質的向上が期待できる施設
- イ 民間事業者等が有する経営能力の活用により、管理経費の縮減が期待できる施設
- ウ 民間事業者等が同様又は類似するサービスを提供し、事業参入の可能性が高い施設
- エ 定型的・定例的な管理業務が主体であり、市の政策的な事業展開が必要ない施設
- オ 施設の管理経費を税負担(指定管理料)に依存するのではなく、使用料・利用料金により賄うことが期待できる施設

② 直営の判断基準

- ア 利用の平等性・公平性といった高度な中立性や、厳格な個人情報管理の確保が求められる施設
- イ 施設において、市が政策的な事業を展開しており、施設管理業務と一体的に実施する必要がある施設
- ウ 行政以外に同様又は類似するサービスを提供する民間事業者等が存在せず、民間参入の可能性が低い施設
- エ 清掃・警備等の部分的業務委託で十分に対応でき、民間ノウハウを包括的な施設管理に活用する余地が少ない施設

なお、管理運営のうち直営で実施すべき業務が含まれている場合は、当該業務を指定管理業務から切り離したうえで、指定管理者制度を導入することもできるものとしす。

また、道路法、河川法、学校教育法等の個別法令で公の施設の管理運営主体が限定される場合には、指定管理者制度を導入することができないとされています。しかし、各所管省庁において、規制緩和や法解釈の運用により、対象拡大措置が図られていることから、これらの施設についても、施設所管課で制度導入の可能性について検討を行うこととします。

(3) 制度導入までの流れ

指定管理者制度導入の検討から指定管理者による管理運営までの流れは、基本的には次のとおりです。

【制度の新規導入で公募を想定した標準的なスケジュール例】

時 期		内 容
導 入 前々年度	1月～3月	- 指定管理者制度導入の検討 - 指定管理者制度導入の決定 【議会】指定管理者制度導入の説明 - 施設の利用団体等への説明及び協議
	4月・5月	公の施設設置管理条例の改正案の検討
導 入 前年度	6月	【議会】公の施設設置管理条例の改正(議決)
	7月	募集要項、業務仕様書の作成
	8月～9月	公募の実施、申請の受付、現地説明会の開催
	10月	指定管理者選定等委員会による指定管理者候補団体の選定(決定)
	11月	指定管理者の指定議案の作成
	12月	【議会】指定管理者の指定の議決
	1月	協定の締結
	1月～3月	指定管理者導入に伴う事前準備 利用者及び市民への周知、業務の引継ぎなど
導入年度	4月1日	指定管理者による管理運営の開始
	随 時	施設所管課による指定管理者に対する監視及び評価

このように、指定管理者制度の導入には、ある程度の期間を要することから、計画的に検討を進めなければなりません。

なお、指定管理者の指定(募集)に当たっては、個々の施設ごとに行うことを基本とします。ただし、複数の施設を同一の指定管理者にまとめて管理させることで、サービスの向上や経費の縮減など効率的な施設管理が達成されると見込まれる場合は、一括して指定することができるものとしす。

4 制度導入の手順

(1) 公の施設の設置及び管理条例の改正

指定管理者制度を導入し、管理権限を委任するためには、公の施設の設置及び管理に関する条例の改正(新規の場合は制定)を行い、次に掲げる事項を定めることが必要となります。また、市職員の配置に関する条項を規定してある場合は、公の施設の設置及び管理に関する条例の改正等に合わせて「配置することができる」と改正することにも必要となります。

① 指定管理者による管理

当該施設の管理運営業務を「指定管理者に行わせることができる」旨の規定を設けます。

なお、「行わせるものとする」という規定の仕方もありますが、公募を実施しても応募者がいないため直営による場合などを想定し、「行わせることができる」と規定することとします。

② 指定管理者が行う「管理の基準」

市民が当該施設を利用するに当たっての基本的な条件(休館日・開館時間など)や施設の利用に関する項目(使用許可・使用制限の要件など)を定めます。

③ 指定管理者が行う「業務の範囲」

指定管理者が行う管理業務について、その具体的な範囲を規定するものであり、「施設の使用許可」「施設の運営」「施設の維持管理」などを各施設の設置目的や利用形態等に応じて規定します。

④ 利用料金制に関する事項

利用料金制を採用する場合は、利用料金を指定管理者の収入として収受させる旨の規定を設けます。

利用料金制は、施設の使用料収入がそのまま指定管理者の収入となることから、指定管理者の自主的な経営努力と、市及び指定管理者の会計事務の効率化が期待できるため、施設の性格や利用実態等を考慮しながら、積極的に活用していくこととします。

なお、利用料金制を採らない公の施設の使用料は、市の歳入として徴収事務の委託を受けた指定管理者が、利用者から徴収し市へ納付することとなります。

(2) 指定管理者の募集

① 公募による選定

指定管理者の候補者の選定に当たっては、住民サービスの質的向上と管理経費の縮減を図るという制度創設の趣旨を踏まえ、競争原理を働かせるため、公募によることを原則とします。

② 公募によらない選定

公募を実施して応募者がなかった場合や、審査の結果、指定管理者の候補者となるべき団体として適当なものがない場合、また、特に必要があると認められる場合は、公募によらず、指定管理者の候補者を選定することができるものとします。

この場合には、施設の管理運営の特殊性等について、競争環境の中での選定を実施しない合理的な理由を明らかにし、十分に説明責任を果たすことが求められます。

また、公募によらない場合でも、募集要項や業務仕様書を作成し、提示したうえで申請書類の提出を求め、内容を審査のうえ、指定管理者の候補者に対し、利用者サービスの向上と経費の節減等について、最大限の努力を求めることとします。

【公募によらない場合の合理的な理由等】

ア 時間的制約により公募できない場合

- ・ 公募を実施して応募者がいなかった場合
- ・ 審査の結果、指定管理者の候補者となるべき団体がなかった場合
- ・ 経営破綻などにより指定管理者である団体が継続して施設管理を行うことができなくなった場合

イ 施設の性格等により公募を実施しない場合

- ・ 地域住民が施設を管理することを通じて、より一層のコミュニティの醸成が期待できる地域密着型の施設である場合
- ・ 地域の人材の活用、地域団体等の育成・振興を図る場合
- ・ 施設利用者と指定管理者とのサービスの安定性・継続性が特に強く求められる場合

ウ 制度創設以前から、当該施設の管理を目的として設置した団体等が存在する場合

エ その他、特別な理由があると認められる場合

③ 募集要項について

募集要項においては、募集する公の施設の管理運営方針や基準、業務の具体的範囲のほか、選定スケジュールや審査基準等を定めます。

また、関係者に広く周知を図るため、広報やホームページ、民間事業者が運営する指定管理者募集情報サイトなどを活用しながら、募集要項と併せて業務仕様書等で当該施設に関する詳細な情報を提供するとともに、必要に応じて募集説明会・現地説明会を開催します。

なお、公募に参加する団体の検討期間を十分に確保する必要があることから、募集期間は1か月程度とします。ただし、時間的な制約があるなど特別の事情がある場合は、この限りではありません。

【募集要項に明示する標準的な事項】

- ア 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の概要
- イ 申請することができる団体の資格(申請資格)
- ウ 申請を受け付ける期間(申請期間)
- エ 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲(詳細は業務仕様書を作成)
- オ 指定管理者に特に提案を求める事項
- カ 指定管理者に管理を行わせる期間(指定期間)
- キ 指定管理料と利用料金に関する事項
- ク 指定の申請の際に提出する書類
- ケ 指定管理者候補者の選定スケジュール及び審査の基準
- コ 協定に関する事項
- サ 指定管理業務の評価の実施に関する事項
- シ リスク分担について

④ 指定の期間

指定期間については、法令上特段の定めはありませんが、原則として5年間とします。ただし、以下の項目に該当するなど合理的な理由がある場合には、5年以外の期間を定めることができるものとします。

なお、指定期間の設定に当たっては、指定管理者選定等委員会の意見を聴くこととします。

- ア 新施設または新たに導入する施設において公募によらない選定を行う場合
- イ 施設の統合および廃止など施設の大幅な見直しが予定されている場合
- ウ 暫定的に短期間の指定が適当と認められる場合

⑤ 指定管理料の設定

公募参加者に対し、市が上限として想定している指定管理料の額を明確に伝えることは、適正な提案内容とサービス水準を担保することとなることから、募集要項に指定管理料上限額を定めることとします。施設所管課は、当該施設の管理に必要なと考えられる維持管理経費を可能な限り厳密に積算し、従前の指定管理料や社会環境の変化を考慮しながら、適切な指定管理料上限額を設定し、募集要項に提示します。

ア 設定の考え方

- ・サービス向上の余地が広い施設

サービスの対象範囲や提供方法等、施設運営の自由度が比較的広く、条件により複数事業者の参入が見込める施設。

適正な事業者間競争により、各事業者の特性を活かした優良なサービス向上策を取り入れるため、公募時の指定管理料の上限は、市が直営する場合に掛かる経費の水準までの範囲で設定します。

・ サービス向上の余地が狭い施設

サービスが特定地域や特定の対象向けであったり、特殊な内容であったりするため、事業者提案によるサービス向上の余地が狭い施設。地域住民等が運営することでその効用を高められる施設。

施設サービスの維持・継続に軸足を置き、募集時の指定管理料の上限は、現行水準を基礎とし、適性な管理運営に必要な額を加算した額により設定します。

イ 留意事項

- ・ 施設の改造、増・改築等の工事費、修繕費（小修繕にかかる一定額を含めることはできます）や必要不可欠な備品の購入費については、市が負担することとし指定管理料上限額に含みません。
- ・ 指定管理料の提案上限額となることから、申請者は提示された額の範囲内で提案することとなり、超えるものについては失格となります。
- ・ 指定管理料は、市と指定管理者の協議により、毎年度締結する年度協定書において定めることとします。その額は、原則として指定管理者からの提案額を上限とし、事業計画の変更、自然災害等の発生などの場合を除き、増額は認められないものとします。
- ・ 指定管理者の自主的な経営努力を促す観点から、指定管理料は原則として精算を行わないこととします。ただし、修繕費など特別の取扱いを要する経費については、実績に基づき別に精算することができるものとします。

(3) 指定管理者の選定

① 指定管理者選定等委員会の設置

指定管理者として指定する候補者の選定に当たっては、外部の有識者により組織する「指定管理者選定等委員会」(以下「委員会」という。)を置くこととします。(平成20年7月1日設置済み)

この委員会の委員は、財務・経営に精通した方、地域の代表者、施設利用団体の構成員など10名以内とします。なお、施設設置者としての市の責任を果たすため、必要に応じて、施設を所管する課長等も説明員として加わることとします。

② 選定方法

公募による選定、公募によらない選定を問わず委員会において、条例に定めた選定基準のほか、それぞれの公の施設ごとに施設所管課において定めた選定基準に従い審査を行い、最も適切に当該施設の管理を行うことができると認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

また、選定基準では総合的に最低基準を満たしたレベルでなければならないことから、合計点数の60%を最低基準点として設定するものとします。

ただし、最低基準点に満たない場合は、同一の応募者に再度提案させることなどができるものとします。

【条例で規定する選定基準】

- | |
|---|
| ア 市民の平等な利用が確保されること。
イ 施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
ウ 施設の管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。 |
|---|

【具体的な選定基準の例】

- | |
|--|
| ア 施設の設置目的が達成できること。
イ 利用者の平等な利用が確保されること。
ウ 市民サービスの向上が図られること。
エ 施設の効率的な運営が行われること。
オ 施設管理の経費が縮減されること。
カ 施設管理を安定して行うための人員、資産等を有すること。
キ 市民の声を反映する管理が行われること。
ク 個人情報保護の保護策が行われること。
ケ 施設管理上の安全性が確保されること。
コ 施設管理に従事する職員の育成が行われていること。 |
|--|

③ 選定結果の通知と公表

指定管理者の候補者を選定した際は、委員会での審査結果に基づき、選定理由を付して、速やかに申請者全員に通知します。

また、選定の結果は、ホームページへの掲載により公表します。なお、審査内容は、申請者に不利益を与える可能性があるため、獲得点数の合計点のみとしますが、候補者の提案内容は概要を公表します。

(4) 指定管理者の指定の議決

指定管理者の指定に当たっては、次の事項について、議会の議決を得なければなりません。

- ① 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
- ② 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地
- ③ 指定の期間

なお、議会による指定管理者の指定の議決後に指定の通知を行い、その旨を告示しなければなりません。

(5) 協定の締結

指定の議決後、市と指定管理者との間で、指定管理業務の細目について協議を行い、指定期間全体に及び包括的な事項を規定する「基本協定」と、指定管理料の金額や支払方法など経費の詳細等毎年度取り決めるべき事項について規定する「年度協定」を締結します。

なお、基本協定に規定する主な事項は、次のとおりとしますが、施設の性格などにより、必要に応じて変更することとします。

- ① 指定期間に関する事項
- ② 業務の範囲及び実施に関する事項
- ③ 事業計画書及び事業報告書に関する事項
- ④ 施設の管理に要する経費及び利用料金に関する事項
- ⑤ 利益の取扱いに関する事項
- ⑥ 損害賠償等に関する事項
- ⑦ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑧ その他管理業務の実施に関し、市長が必要と認める事項

5 制度導入後の対応

(1) 指定管理者による適切な管理運営

① 不当な利用拒否・差別的取扱いの禁止

指定管理者は、正当な理由がない限り、市民が公の施設を利用することを拒んではならず、市民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをすることはできません。

② 第三者への委託

指定管理者が、清掃・警備などといった個々の具体的業務を第三者へ委託することを妨げるものではありません。ただし、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした制度創設の趣旨から、管理に関する業務を一括して更に第三者へ委託することはできません。

③ 指定管理者名の表示

指定管理者名の表示については、指定管理者が管理運営している市の施設であることを明確にし、指定管理者としての自覚や責任の明確化及び利用者の安心感の醸成に資するため、「指定管理者名」と設置者としての「市の連絡先(所管課名・電話番号など)」を施設に表示し、利用者にわかりやすい形で周知することとします。

【具体的な表示例】

燕市が設置した燕市〇〇センターは、指定管理者である「社会福祉法人〇〇〇会」が管理運営を行っております。

連絡先 指定管理者 社会福祉法人〇〇〇会 ☎0256-〇〇-〇〇〇〇

燕 市 〇〇部〇〇課〇〇〇係 ☎0256-〇〇-〇〇〇〇

④ 個人情報の適切な取扱い

指定管理者が施設の管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いに十分留意する必要があります。

このため、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じることができる団体を慎重に選定するとともに、指定管理者と交わす協定に個人情報の適切な取扱いの遵守義務を明記し、十分な指導監督を行うことが必要となります。

⑤ 施設内で事故等があった場合の賠償責任

施設自体の瑕疵により損害が生じた場合は、国家賠償法の規定により、施設設置者である市に損害賠償義務が生じます。

また、施設の管理に瑕疵があり損害が生じた場合は、民法の規定により、指定管理者に損害賠償義務が生じますが、この場合であっても、市は国家賠償法の規定により損害賠償義務が生じます。したがって、被害を被った者は、市と指定管理者のどちらを相手に損害賠償請求をすることも可能になります。このため、市が損害賠償をする場合は、市は指定管理者に対し、求償権を有することとなります。

ゆえに、上記趣旨を指定管理者に周知したうえで、指定管理者の賠償能力を確保するために、適切な保険に加入することを義務付けることも必要となります。

⑥ 災害等が発生した場合の対応

災害等が発生した場合、指定管理者は施設利用者の安全及び安心を第一に、避難誘導、応急措置などの迅速な対応を行わなくてはなりません。したがって、災害対応マニュアル等をあらかじめ作成し、従業員への周知徹底、必要な研修及び訓練を実施しておくことが求められます。

また、当該施設が災害時の避難所に指定されている場合は、市が設置する災害対策本部の指示に基づき、避難所の開設、避難者の受入れなどの必要な対応を行わなくてはなりません。このため、当該施設が災害時の避難所に指定されている場合は、あらかじめその旨を規定することとします。

⑦ 法令順守（コンプライアンス）の徹底

指定管理者は、施設の管理運営に当たっては関連法令を遵守するとともに、公の

施設の管理者として必要な法令遵守（コンプライアンス）の徹底に努めなければいけません。

（２） 指定管理者に対する監視と評価

特定の団体に公の施設の管理運営を任せる指定管理者制度においては、適正かつ確実な施設管理が行われているかの監視と実地調査、施設の管理運営状況の評価は欠かすことはできません。

特に、市と指定管理者が協議して定めたサービスの水準（施設の管理業務や企画事業の実施内容等）の維持と確認は、指定管理者制度において最も大切な要素であり、それを担保するために行う監視と評価は、施設所管課が行う最も重要な業務になります。また、モニタリングの過程における指定管理者との緊密なコミュニケーションを通じて、指定管理者の要望や意見を把握するとともに、サービスの水準の維持を確認し、管理運営の改善充実を図るものとします。

① 事業報告書

毎年度終了後に作成する「事業報告書」は、指定管理者が作成して提出するすべての報告書の基本となる報告書で、地方自治法に規定された報告を想定しています。指定管理者が自らの業務について、１年間を通して管理運営状況の把握と実施状況を整理し、自ら分析・評価し提出します。

② 施設所管課による実地調査

指定管理者から提出された事業報告書による業務実施確認だけでは、現場の変化や問題点を十分把握することは困難です。そのため、施設所管課が定期的に当該施設を訪れ、現場の状況を確認し、指定管理者に対しヒアリングを行いながら調査を行います。

なお、施設利用者からの意見・要望・苦情を把握するために、アンケートの実施や意見箱を設置することもサービス水準の向上を図るうえで有効な手段であることから、積極的に活用することとします。

③ 委員会による評価

事業報告書及び実地調査の結果に基づき、必要に応じて委員会による評価を実施します。すべての指定管理者は、指定期間内に委員会の評価を受け、専門的な視点からのアドバイスを受けることとします。

なお、委員会が行った評価結果は、指定管理者へ通知するとともに、ホームページへの掲載等により公表します。

（３） 指定管理者に対する業務改善指示等

市は、施設所管課による業務確認及び委員会による評価の結果、指定管理者による業務が適正に実施されていない、又は提供されるサービスが要求する水準を満たしていないと認められる場合には、指定管理者に対し、業務改善勧告など必要な措置を講じ、業務の適正化及びサービス水準の改善を図らなければなりません。

なお、市が指示する業務改善勧告等に指定管理者が従わないとき、その他指定管

理者による管理を継続することが適当でない認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じるなど必要な措置を講じることとします。

(4) 指定管理者の指定取り消し後の対応

市は、指定管理者が業務改善命令に従わないときは、指定の取り消しなどの措置を講じることになります。また、業務に関する不正行為や市に対する虚偽の報告などにより指定を取り消す場合や指定管理者の倒産など指定管理者側から指定取り消しの申し出が行われる場合も想定されます。

このように、突然指定管理者による管理業務が停止する場合には、施設利用者への影響を最小限に食い止めるよう努力することとします。

具体的には、直ちに管理業務を一旦直営に戻して、業務委託を活用しながら対応したうえで、改めて指定管理者の指定手続きを行うこととします。

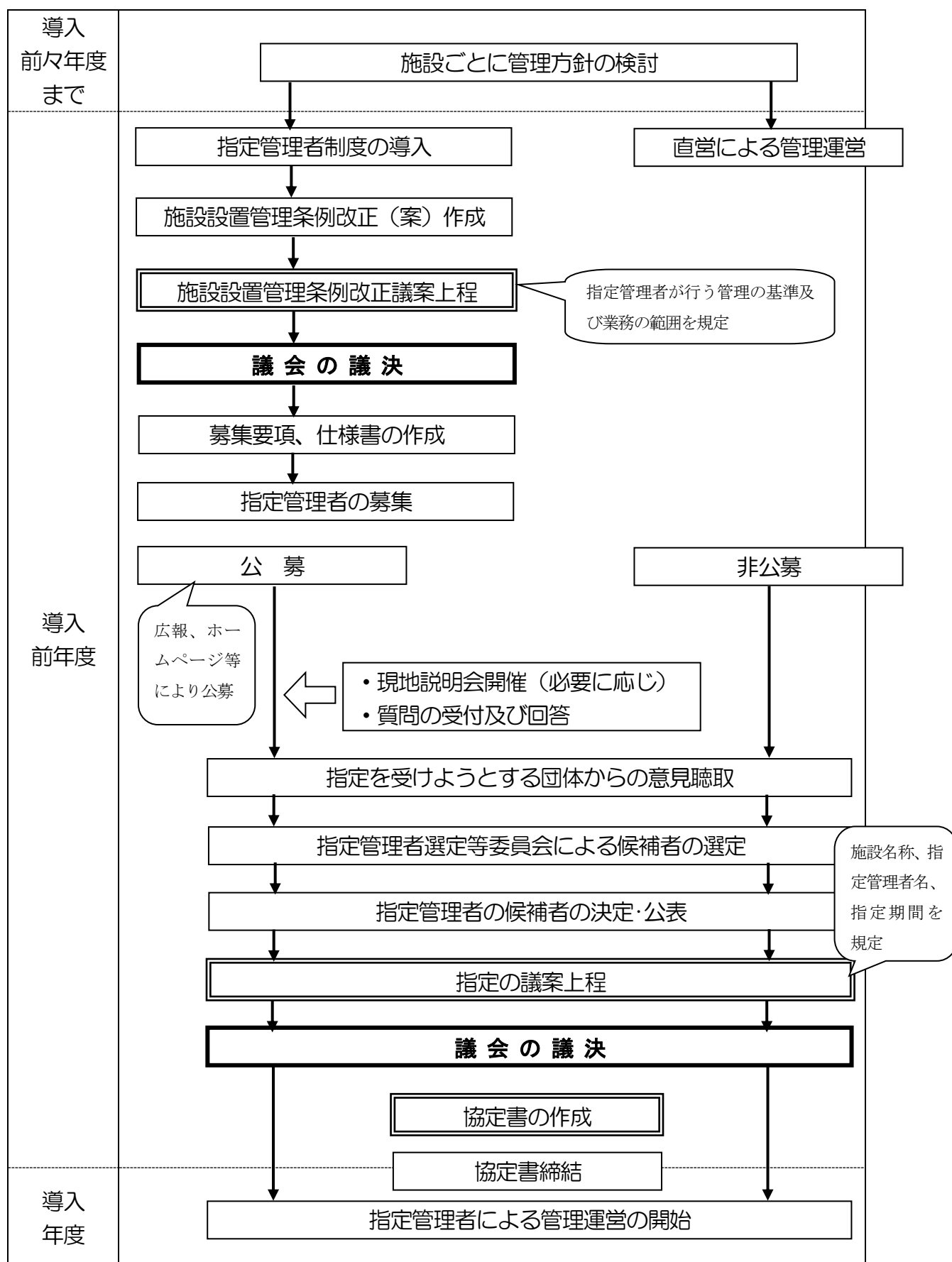
6 本運用基本指針の見直し

指定管理者制度は、現在も各自治体において試行錯誤を繰り返しながら取り組んでいることから、本市においても、制度の定着と充実を図るため、更なる検討を続ける必要があります。

今後も、制度の運用については、継続的に検証していくとともに、法令等の改正や業務実施過程において生じた課題などを踏まえ、必要に応じて本運用基本指針の見直しを行いながら、公の施設の効率的・効果的な管理運営を行っていくこととします。

《参考資料》

資料1 指定管理者制度導入の基本フロー図



資料2 指定管理者制度に移行している公の施設

令和7年4月1日 現在

公の施設の名称		指定管理者名	施設所管課	指定期間
1	燕市吉田産業会館	環境をサポートする株式会社きらめき	商工振興課	R7.4.1 ～ R12.3.31
2	吉田ふれあい広場	グリーン産業株式会社	都市計画課	R2.4.1 ～ R9.3.31
3	燕市粟生津公民館	粟生津親栄会	社会教育課	R5.4.1 ～ R10.3.31
4	燕市粟生津体育センター			
5	燕市吉田北公民館	吉田北友会	社会教育課	
6	燕市吉田北体育センター			
7	燕市老人集会センター	社会福祉法人 燕市社会福祉協議会	長寿福祉課	R3.4.1 ～ R8.3.31
8	燕市燕勤労者総合福祉センター(あおぞら)	公益社団法人 燕市シルバー人材センター	商工振興課	
9	燕市西燕公民館	燕西地区 まちづくり協議会	社会教育課	
10	燕市せん定枝リサイクル施設	株式会社 吉田環境衛生公社	生活環境課	
11	燕市障がい者地域生活支援センター(はばたき)	社会福祉法人 燕市社会福祉協議会	社会福祉課	R5.4.1 ～ R10.3.31
12	燕市吉田老人センター(シニアセンターよしだ)	社会福祉法人 燕市社会福祉協議会	長寿福祉課	
13	燕市分水福祉会館	分水小学校区 まちづくり協議会	社会福祉課	R6.4.1 ～ R11.3.31
14	燕市小池公民館	燕第一地区 まちづくり協議会	社会教育課	R4.4.1 ～ R9.3.31
15	燕市交通公園	交通公園運営グループ (グリーン産業・青山組 JV)	都市計画課	R6.4.1 ～ R11.3.31
16	燕市立図書館	株式会社 図書館流通センター	社会教育課	R3.4.1～ R8.3.31
17	燕市立吉田図書館			
18	燕市立分水図書館			
19	燕市ふれあい交流センター	よね蔵グループ	観光振興課	R4.4.1～ R9.3.31
20	燕市温泉保養センター		生活環境課	

21	燕市国上農村環境改善センター		農政課	
22	国上健康の森公園		都市計画課	
23	燕市体育センター			
24	燕市吉田総合体育館			
25	燕市分水総合体育館			
26	スポーツランド燕			
27	燕市スポーツパーク			
28	燕市吉田テニスコート			
29	燕市分水テニスコート			
30	つばくろ運動広場			
31	燕市吉田第1野球場			
32	燕市吉田第2野球場			
33	燕市小中川地区コミュニティセンター			
34	燕市吉田武道館			
35	燕市吉田総合グラウンド			
36	燕市吉田屋外ゲートボール場	燕市スポーツ協会 ・ミズノグループ	社会教育課	R6.4.1 ~ R11.3.3 1
37	燕市吉田屋内ゲートボール場			
38	燕市米納津屋内ゲートボール場			
39	燕市粟生津屋内ゲートボール場			
40	燕市分水多目的屋内運動場			
41	燕市ジムナスト分水			
42	燕市勤労者体育センター			
43	燕市国上勤労者体育センター			
44	サンスポーツランド分水			
45	燕市四箇村ふれあい館			
46	燕市B & G海洋センター			
47	燕市吉田トレーニングセンター（ビジョンよしだ）			
48	燕市小中川公民館	燕北地区まちづくり協議会	社会教育課	R7.4.1 ~ R12.3.3 1

49	燕市屋内こども遊戯施設	輝く燕こども未来グループ (愛宕商事株式会社、株式会社青山組、グリーン産業株式会社、株式会社新潟ビルサービス)	こども未来課	R7.4.1 ~ R10.3.31
----	-------------	--	--------	----------------------

《関係法令集》

地方自治法（関係条項抜粋）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第一次吉田内閣

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（昭三八法九九・追加、平一五法八一・一部改正）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期す

るため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 1 1 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(昭三八法九九・追加、平三法二四・平六法四八・平一一法八七・平一五法八一・一部改正)

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(昭三八法九九・追加)

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

- 2 第百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

(昭三八法九九・追加、平一一法一六〇・平一五法八一・一部改正)

燕市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成18年3月20日

条例第68号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該公の施設を管理する市長又は燕市教育委員会(以下「市長等」という。)に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長等が特に必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第3条 市長等は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものであつて、最も適切と認めるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 当該公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の候補者の選定等)

第4条 市長等は、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるとともに、事業効果を相当程度期待することができると思慮するときは、本市が出資等をしている法人、公共団体又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、市長等は、当該法人又は団体と協議し、第2条の申請書及び同条各号に掲げる書類の提出を求め、前条各号に掲げる要件に照らし総合的に判断を行うものとする。

(指定管理者選定等委員会の設置)

第4条の2 指定管理者の候補者の選定等に当たり、公正性及び透明性を確保するため、燕市指定管理者選定等委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 市長等は、次に掲げるときは、委員会の意見を聴くものとする。ただし、公の施設の管理上、緊急に指定管理者の指定をしなければならないときは、この限りでない。

- (1) 第3条の規定により指定管理者の候補者を選定しようとするとき。
- (2) 指定管理者が行った公の施設の管理業務の評価をしようとするとき。
- (3) その他市長等が必要と認めたとき。

3 前2項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(事業報告書の作成及び提出)

第5条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第7条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日の翌日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施及び利用の状況
- (2) 管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するため特に市長等が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第6条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第7条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第9条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市長等に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第10条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。))は、燕市個人情報保護条例(平成18年燕市条例第12号)第13条に規定する受託者の義務を遵守し、個人情報適切に保護されるよう必要な措置を講ずるとともに、当該公の施設の管理に関し知ることのできた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後も、同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の燕市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年燕市条例第24号)又は吉田町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年吉田町条例第2号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、次項の場合を除き、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に合併前の燕市又は吉田町(以下「合併前の市町」という。)の設置した公の施設のうち、施行日に本市の設置する公の施設となったもの(以下「承継施設」という。)の管理を行わせる指定管理者として、施行日の前日までに合併前の条例の規定により合併前の市町に指定されていた法人その他の団体は、その指定の期間の初日から末日(その日前にこの条例第7条第1項の規定によりその指定を取り消されたときは、その取り消された日。以下同じ。)までの間、それぞれ、合併前の条例の規定により当該指定管理者として管理を行わせるものとして指定されていた承継施設についてこの条例第3条の議会の議決を経て指定された当該承継施設の管理を行わせる指定管理者とみなす。
- 4 前項の規定により承継施設の管理を行わせる指定管理者とみなされる法人その他の団体について、施行日からその指定の期間の末日までの間に合併又は分割(当該指定管理者としての業務の全部を承継させるものに限る。)があったときは、合併後存続する法人その他の団体若しくは合併により設立された法人その他の団体又は分割により当該指定管理者としての業務の全部を承継した法人その他の団体は、当該指定管理者とみなされる法人その他の団体の当該指定管理者としての地位を承継するものとする。

附 則(平成20年6月26日条例第21号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

燕市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成18年3月20日

規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、燕市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年燕市条例第68号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、公の施設の指定管理者申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第2条に掲げる事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 役員名簿(法人にあっては、当該法人の登記事項証明書)
- (3) 当該施設の管理に係る業務の収支予算書
- (4) 直近2箇年の収支決算書
- (5) 当該施設の管理に係る業務の組織体制及び職員構成
- (6) 納税を証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

第3条 削除

(選定結果の通知)

第4条 市長は、指定管理者の候補者の選定を行ったときは、指定管理者の候補者の選定結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の燕市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年燕市規則第10号)又は吉田町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年吉田町規則第11号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成18年6月28日規則第174号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第8号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第10号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月27日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月30日規則第29号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成20年11月28日規則第41号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成24年11月1日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

燕 市 長 様

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

公の施設の指定管理者申請書

次の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

施設の名称	
施設の所在地	

注意 申請に際しては、事業計画書に次の書類を添付してください。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 役員名簿(法人にあっては、当該法人の登記事項証明書)
- (3) 当該施設の管理に係る業務の収支予算書
- (4) 直近 2 箇年の収支決算書
- (5) 当該施設の管理に係る業務の組織体制及び職員構成
- (6) 納税を証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

燕市長 印

指定管理者の候補者の選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました、指定管理者の候補者の選定につきましては、下記のとおりに決定いたしましたので通知します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

2 選定結果

指定管理者の候補者に選定されました。（選定しませんでした。）

（選定しなかった理由）

3 備 考

本通知は、指定管理者の候補者の選定結果を通知するものであり、指定処分を行うものではありません。

燕市指定管理者選定等委員会要綱

平成20年6月30日

告示第188号

(趣旨)

第1条 この告示は、燕市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年燕市条例第68号)第4条の2第3項の規定に基づき、燕市指定管理者選定等委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、及び審議し、市長に報告するものとし、必要に応じて意見を述べることができる。

- (1) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) 指定管理者の行った管理業務の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 前項に掲げるもののほか、燕市教育委員会(以下「教育委員会」という。)からの諮問により、教育委員会が所管する公の施設に関し、前項各号に掲げる事項について調査し、及び審議し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を

聴取し、又はこれらの者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前条第4項の規定により会議に出席した者は、出席した会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成23年3月22日告示第34号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

指定管理者制度に関する運用基本指針

平成 27 年 9 月発行

作成・発行

新潟県燕市企画財政部企画財政課

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1 9 3 4 番地

☎0256-77-8352 FAX0256-92-2112